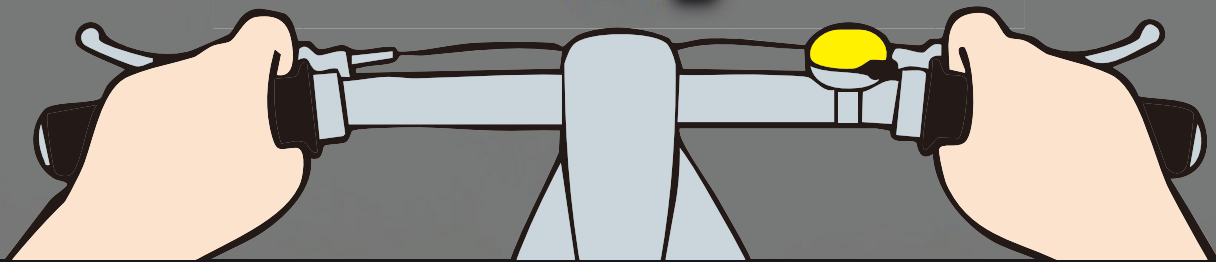


自転車に乗って出発!! 装備はどうする?



▶ ヘルメットをかぶる
ヘルメットをかぶる

令和5年
4月1日から
自転車乗車時の
ヘルメット着用が
努力義務化
されました。

ながらスマホ

令和6年11月1日から罰則強化

運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを
手で保持して、
自転車に乗りながら
通話する行為、
画面を注視する行為は
罰則の対象です。



違反者は、

**6月以下の拘禁刑又は
10万円以下の罰金**

交通の危険を生じさせた場合は、

**1年以下以下の拘禁刑又は
30万円以下の罰金**

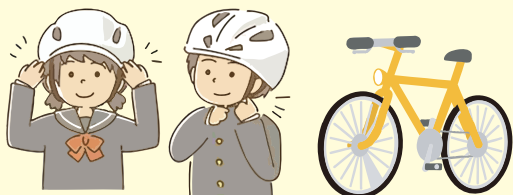


厳罰化

自転車の交通ルール

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を
守って、十分な安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



ヘルメット着用



**信号と
一時停止を守る**

酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、
酒類の提供や同乗・自転車の提供に
対しても罰則があります。



違反者は、

3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、

3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、

2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金